



# 危機を理由に議会質問妨害！？

## 新型コロナウイルス感染症対策 について(市長へ質問)

9月15日コロナ対策の質問での再質問(2回目)です。議会質問前の事前調査のために行政部法規係に食品衛生と感染予防に関する法律の資料請求をしていました。その資料説明の場に衛生部職員3人が現れ、下記のような事態になりました。明らかに、議員の調査活動への侵害行為です。この点について、標記「市長への質問」への再質問でふれました。

### 松原のりかず 再質問

中日新聞 9月10日朝刊「感染予防気遣い審議」との記事が掲載されました。これらの行動は、「議会関係者から感染者を出さないように、できることはお願いしている」との議長の見識の範囲内で行われたと理解しています。

さて、現在、愛知県での大規模イベントでのクラスター問題が進行中です。岐阜県では、岐阜市に近接する都市の大学でクラスターが5回発生したとの報道もあるや、に聞きます。

クラスターが何回も、同じ場所で発生する現象への対応は重要と考えます。予防・指導で食中毒の場合の「営業停止」や「店名公表」など行っている「食品衛生法」と、コロナ対策に使っている「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」との違い、予防・指導の行使できにくい法律にアナがもし、あるなら、それを埋める作業が必要となります。

## なぜ、差別発言 暴言 恫喝！？

これらの調査の為に、行政部の法規係に説明を求めました。ところ、何を勘違いしたのか、健康部職員3人が現れ、1人が「法改正を求めて、上申すべき。との質問を止めてほしい。」と強弁を繰り返しました。論理が意味不明だけでなく、明らかに「差別発言」「暴言」もありましたので、「恫喝」であると判断し、退室を求めた事件がありました。

明確に、**議会質問妨害**です。経過は、法規係複数人が同席していましたから、内容は法規係から確認できると思います。

(うら面へつづく)

連絡先 岐阜市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

## 議会質問させない管理職が、有能な管理職？

柴橋市長、中日新聞の記事を例に挙げるまでもなく、地方政治は二元代表制であり、議会は市民の多様な意思を反映する為の重要な機関です。そこで行われる質疑も重要です。コロナ対策の煩雑を理由に、議会質問を封じるような行為は許されないと考えます。

議員質問をさせないように誘導する管理職が、有能な管理職と評価される気風があるとすると、それは行政をゆがめます。そのような村度を求める態度が、もし柴橋市長に感じられるなら、これも不名誉な事です。市長の見解を求めます。

### 言うまでも無い 市長答弁趣旨

二元代表制を尊重している。旨。

## 権限 と 責任

全国で中核市になる時に、「中核市になると、保健所が設置出来る」との話がありました。岐阜市は中核市になる前から、既に保健所設置市でしたので、変化に当時驚きを感じませんでした。全国で中核市に新たになった都市からは、保健所設置の感動が報道されました。県から保健所行政の機能・権限と同時に責任が、各都市へ渡されたわけです。

新型コロナ感染症でのクラスター対策では、クラスターが発生した場所・企業・団体の発表は、当事者の了解がないと保健所が公表出来ないと、聞きました。県岐商クラスターの場合は学校が公表されたようです。しかし、非公表のままクラスターが連続発生する事態も報道されています。食中毒の場合の営業停止や店名公表の権限が、感染症予防提要法の場合は保健所に権限が無いかの説明の、ようです。

しかし、このままでは感染症予防の注意喚起にはならないようです。法に権限の穴があるなら、市民生活を守るために、保健所にクラスター発生場所公表の権限を与える法改正が必要と考えます。現適用法の中で公表が可能なら、改正の必要はありませんが、**現在あるなら権限を行使すべきでしょう。**公表すれば、権限行使とその行為によって生じる責任は負わなければなりません。市民生活を守るために。

「繁忙になる」「責任を負いたくない」とかを理由に、法改正に消極的であったり、**権限行使に後ろ向きになる事が、もしあるとするなら？**

「責任回避のために権限返上」「権限返上のために中核市返上」する事になります。

「法改正を求めて上申すべきと質問するのは止めてほしい」との、衛生部の言動の原因は何処にあるのか？ 調査が必要かもしれません。

